

(案)

## 収 穫 調 査 委 託 契 約 書

### 1. 調査名、委託数量、委託金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委 託 数 量 (ha)	委 託 金 額	調査場所
収穫調査業務委託 (田代地区) (津軽森林管理署)	82.39	委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

### 2. 契約期間

自 契 約 締 結 の 翌 日 か ら

至 令 和 8 年 3 月 6 日

### 3. 契約保証金 免 除

### 4. 特約事項 別紙1のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 山田 亨（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、本契約書及び令和 年 月 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者（甲） (住所) 青森県弘前市大字豊田二丁目2番4号  
(氏名) 分任支出負担行為担当官  
津軽森林管理署長 山田 亨

受託者（乙） (住所)  
(氏名)

## 調 査 内 訳 書

森林事務 所等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
田代	国有林	203い1	5.83	260	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
田代	国有林	203い2	4.03	229	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	
田代	国有林	203い3	4.75	281	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
田代	国有林	203い4	1.08	55	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
田代	国有林	203い5	3.48	179	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
田代	国有林	203い6	4.50	203	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
田代	国有林	203い7	1.92	88	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
田代	国有林	203い8	2.48	111	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
田代	国有林	203は1	2.63	201	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	
田代	国有林	203は2	5.07	219	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
田代	国有林	203は3	3.10	124	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
田代	国有林	203は4	2.15	155	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
田代	国有林	203は5	2.79	212	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
田代	国有林	203は6	1.93	143	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	
田代	国有林	203へ1	0.50	36	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	
田代	国有林	203へ2	4.30	315	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
田代	国有林	203へ3	1.52	104	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	
田代	国有林	203と	4.95	178	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
田代	国有林	203ち1	6.98	435	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
田代	国有林	203ち2	4.90	251	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	
田代	国有林	203ち3	7.14	445	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	

## 調 査 内 訳 書

森林事務 所等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
	林名区分	林小班						
田代	国有林	203㍿	0.30	17	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
田代	国有林	203㍿3	4.95	190	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
田代	国有林	203㍿4	0.70	15	定間(簡標)	20	標準地(簡標)	
田代	国有林	203㍿5	0.41	8	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	
合計			82.39	4,454				

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第 11 条により対応する。